

## 石川県伝統工芸士認定証交付式について

1 日時 令和2年10月5日（月） 13：00～13：30

2 場所 行政庁舎4階特別会議室

### 3 次第

- (1) 開式
- (2) 認定証交付
- (3) 知事挨拶
- (4) 石川県伝統産業振興協議会会長祝辞
- (5) 代表謝辞
- (6) 閉式
- (7) 記念撮影

4 石川県伝統工芸士被認定者数 3名

### 5 認定事業の概要

#### (1) 目的

石川県指定伝統的工芸品の製造に従事する高度の技術・技法の保持者を「石川県伝統工芸士」として認定し、その社会的評価を高めるとともに伝統的技術・技法の維持向上と更なる技術修得意欲の高揚を目的に、平成9年度に認定制度を制定し、これまで62人を認定している。（今回認定を含む）

（和紙8人、美川仏壇24人、桐工芸5人、檜細工7人、珠洲焼11人、加賀毛針7人）

#### (2) 認定要件

- ①石川県指定伝統的工芸品の製造について実務経験が20年以上であり、かつ、現在もその製造に従事していること。
- ②石川県指定伝統的工芸品の製造に関する高度な伝統的技術又は技法を有し、その維持発展に努めていること。
- ③石川県指定伝統的工芸品の振興に係る事業等の推進に協力していること。

#### (3) 認定手続

県指定伝統的工芸品産地組合等の選出に基づき、各市町が県に推薦し、県で専門家による委員会（石川県伝統的工芸品振興委員会）の意見を聴き決定する。

